

○瀬戸市障害者手当支給条例

昭和45年3月31日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、障害者について障害者手当を支給することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭48条例10・全改、平10条例6・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する第1級から第4級までに該当するものをいう。

(2) 知的障害者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が50以下であると判定された者であつて、療育手帳の交付を受けたものをいう。

(3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

(4) 障害者 身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。

(昭54条例9・昭61条例10・平10条例6・平11条例10・平17条例11・一部改正)

(支給要件)

第3条 障害者で、本市に居住しているものには、障害者手当(以下「手当」という。)を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める施設に収容されている障害者には、手当を支給しない。

(昭48条例10・昭49条例10・昭54条例9・昭61条例10・平10条例6・平12条例14・一部改正)

(手当の額)

第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 身体障害者のうち第1級から第3級までに該当するもの、精神障害者のうち第1級又は第2級に該当するもの及び知的障害者 月額 2,500円

(2) 身体障害者のうち第4級に該当するもの及び精神障害者のうち第3級に該当するもの 月額 2,000円

(昭54条例9・全改、昭56条例9・昭61条例10・平3条例6・平10条例6・平11条例10・一部改正)

(認定)

第5条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(昭61条例10・全改)

(手当の支給方法)

第6条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき理由が消滅した日の属する月で終わる。

2 手当は、年2回規則で定める期月にそれぞれの月までの分を支給する。

(昭48条例10・一部改正、昭61条例10・旧第7条繰上・一部改正)

(手当の額の改定)

第7条 受給者につき、障害の程度が増進するに至った場合における手当の額の改定は、受給者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 受給者につき、障害の程度が低下した場合における手当の額の改定は、その低下した日の属する月の翌月から行う。

(昭61条例10・追加、平3条例6・一部改正)

(支給の制限等)

第8条 手当は、受給者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときは、その該当する期間は、支給しない。

2 手当は、受給者の前年の所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額が規則で定める額を超えるときは、その年の4月から翌年の3月までは、支給しない。

3 市長は、受給資格者又は受給者が、正当な理由がなくて、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条若しくは第7条第1項の規定による認定を留保し、又は手当を支給しないことができる。

(1) 第11条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

(2) 第11条第2項の規定による命令に従わなかつたとき。

(昭48条例10・一部改正、昭61条例10・旧第9条繰上・一部改正、  
平18条例40・一部改正)

(未支給手当の特例)

第9条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当て、まだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の死亡当時その者と生計を同じくしていた世帯の代表者(以下「代表者」という。)に支給することができる。

(昭48条例10・一部改正、昭61条例10・旧第10条繰上・一部改正)

(届出)

第10条 受給者は、受給資格を失つたとき、又は規則で定める事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、代表者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(昭61条例10・追加、平3条例6・一部改正)

(調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者又は受給者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、受給者その他の関係人に質問させることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者又は受給者に対して、手当の支給要件となつている障害の状態につき、その指定する医師の診断を受けることを命ずることができる。

(昭61条例10・全改)

(不正利得の返還)

第12条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、その受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(昭61条例10・旧第13条繰上・一部改正)

(譲渡及び担保の禁止)

第13条 手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(昭48条例10・一部改正、昭61条例10・旧第14条繰上・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭61条例10・旧第15条繰上・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から昭和45年5月31日までに申請した者には、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和45年4月分から支給する。

附 則(昭和48年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月30日条例第10号)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 改正前の瀬戸市心身障害者手当支給条例第3条第2項第2号の規定に該当し、手当の支給を受けることができなかつた者であつて、この条例施行の際、現に手当の支給要件に該当しているものが、昭和49年6月30日までの間に第5条の規定による申請をしたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、同年4月分の手当から支給する。

附 則(昭和51年3月31日条例第15号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月29日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行により、新たに手当の支給要件に該当することとなった者が、昭和54年4月30日までの間に第5条の規定による申請をしたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、同年4月分の手当から支給する。

附 則(昭和56年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日条例第6号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行により、新たに手当の支給要件に該当することとなった改正後の瀬戸市障害者手当支給条例第2条第3号に規定する精神障害者が平成10年4月30日までの間に第5条の規定による申請をしたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、同年4月分の手当から支給する。

附 則(平成11年3月31日条例第10号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に改正前の瀬戸市障害者手当支給条例の規定による手当の支給要件に該当していない者であつて、改正後の瀬戸市障害者手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による手当の支給要件に該当する者が、施行日から平成12年4月30日までの間に新条例第5条の規定による申請をしたときは、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、同年4月分の手当から支給する。

附 則(平成17年6月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

○瀬戸市障害者手当支給条例施行規則

昭和61年3月31日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市障害者手当支給条例(昭和45年瀬戸市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平10規則12・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受給資格者 条例第5条第1項に規定する受給資格者をいう。
- (2) 受給者 条例第5条第2項に規定する受給者をいう。

(平3規則14・一部改正)

(条例第3条第2項の規則で定める施設)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める施設は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条各号及び第14条第3号に掲げる施設とする。

(昭63規則6・平3規則14・一部改正)

(認定の申請等)

第4条 条例第5条の規定による障害者手当(以下「手当」という。)受給資格及びその額についての認定の申請は、瀬戸市障害者手当受給資格認定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類等を添付して、これを市長に提出することによつて行わなければならない。

- (1) 受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

2 市長は、前項の認定の申請があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、瀬戸市障害者手当認定通知書(第2号様式)を当該受給資格者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の認定の申請があつた場合において、受給資格がないと認めるときは、瀬戸市障害者手当認定申請却下通知書(第3号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(平3規則14・平10規則12・平24規則16・一部改正)

(条例第6条第2項の規則で定める期月)

第5条 条例第6条第2項に規定する規則で定める期月は、3月及び9月とする。

(届出事由の変更等)

第6条 受給者は、条例第7条第1項若しくは第2項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたとき、又は第10条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、瀬戸市障害者手当氏名等変更届(第4号様式)に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を添付して、これを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があつた場合において、手当の額を改定したときは、瀬戸市障害者手当額改定通知書(第5号様式)を当該受給者に交付するものとする。

(平3規則14・平10規則12・一部改正)

(条例第8条第2項の規則で定める額)

第7条 条例第8条第2項に規定する規則で定める額は、200万円とする。

(支給停止の通知等)

第8条 市長は、条例第8条の規定により手当を支給しないときは、瀬戸市障害者者手当支給停止通知書(第6号様式)を当該受給者に交付するもの

とする。

- 2 市長は、条例第8条第3項の規定により手当を支給しない場合において、その支給を停止した理由が消滅したときは、瀬戸市障害者手当支給停止解除通知書(第7号様式)を当該受給者に交付するものとする。

(平10規則12・一部改正)

(資格喪失等の届出等)

第9条 受給者が死亡したとき、又は条例第3条に規定する支給要件に該当しなくなつたときは、条例第9条に規定する代表者又は受給者は、瀬戸市障害者手当受給資格喪失届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の瀬戸市障害者手当受給資格喪失届を受理し、未支給の手当を確認したときは、瀬戸市障害者手当支給通知書(第9号様式)を請求者に交付するものとする。

(平10規則12・一部改正)

(条例第10条第1項の規則で定める事項)

第10条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) その他市長が指定する事項

(受給資格喪失の通知)

第11条 市長は、受給者の受給資格が消滅したときは、瀬戸市障害者手当受給資格喪失通知書(第10号様式)をその者(その者が死亡した場合にあつては、条例第9条に規定する代表者)に交付するものとする。

(平10規則12・旧第12条繰上・一部改正)

(添付書類等の省略)

第12条 市長は、この規則の規定により申請書等に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

(平10規則12・旧第13条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月30日規則第14号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第12号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第16号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年12月25日規則第35号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

瀬戸市障害者手当受給資格認定申請書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

次のとおり障害者手当の受給資格の認定をしてください。

なお、所得制限算定に必要な本人所得に係る公簿の閲覧は、所定の権限を瀬戸市長へ委任します。  
また、有効期限等の手帳に関する内容を関係機関に問い合わせることについても異存ありません。

障 害 者		代理人（障害者との続柄： ）			
住所	瀬戸市 電話 ー		住所	電話（ ） ー	
フリガナ 氏名	⑩		フリガナ 氏名	⑩	
個人番号					
生年月日	M・T S・H	年 月 日	生年月日	M・T S・H	年 月 日
（注）・障害者本人が申請する場合は、代理人欄は記入不要です。 ・代理人欄を記入した場合は、障害者欄は押印不要です。					
身障 手帳	手帳番号	愛 知 ・ （ ） 県 ・ 市		第	号
	等 級		級	交付年月日	年 月 日
療育 手帳	手帳番号	愛中央児（ ）第		号	交付年月日
	判 定	A判定 ・ B判定		次回判定	年 月
精神 障害 手帳	手帳番号	愛知県（ ）第		号	交付年月日
	等 級		級		年 月 日
支払 金融 機関	金融機関名	信用金庫	本店	預金種別	普通 ・ 当座
		銀行	支店	支店番号	
		農協	出張所	口座番号	
受付確認	<input type="checkbox"/> 申請日現在、瀬戸市に2年以上居住しているか：（ はい ・ いいえ ） （別添「個人詳細照会」にて確認済。確認者： ）				
※電算処理	<input type="checkbox"/> 認定番号： _____ <input type="checkbox"/> 支給区分：（ 1種 ・ 2種 ） <input type="checkbox"/> 前年中所得金額：申告あり（ 円 ） ・ 無申告 <input type="checkbox"/> 支給可否及び開始日：支給（ 年 月分より ） ・ 停止				

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式(第4条関係)

瀬戸市障害者手当認定通知書				
			第 号	
			年 月 日	
殿				
瀬戸市長				印
次のとおり障害者手当の受給資格を認定します。				
障 害 者	住 所			
	氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
認 定 番 号		第 号		
支 給 開 始 年 月		年 月分から		
支 給 月 額		円		
支 払 金 融 機 関		金融機関名		預 金 種 別
		口 座 番 号		口 座 名 義 人 氏 名
備 考				

第3号様式(第4条関係)

<p>瀬戸市障害者手当認定申請却下通知書</p>		
<p>第 号 年 月 日</p>		
<p>殿</p>		
<p>瀬戸市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>		
<p>次のとおり障害者手当の受給資格の認定の申請を却下します。</p>		
<p>申 請 者</p>	<p>住 所</p>	
	<p>氏 名</p>	
<p>却 下 理 由</p>		
<p>備 考</p>		

第4号様式(第6条関係)

瀬戸市障害者手当氏名等変更届			
瀬戸市長 殿		年 月 日	
障 害 者		代理人(障害者との続柄 )	
住 所	電話番号	住 所	電話番号
フリガナ	.....	フリガナ	.....
氏 名	(印)	氏 名	(印)
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
<p>(注) 障害者本人が申請する場合は、代理人欄は記入不要です。            代理人欄を記入した場合は、障害者欄は押印不要です。            次のとおり障害者手当受給者の氏名等が変更になりました。            (1 氏名 2 住所 3 支払金融機関 4 手帳等級等)</p>			
※認定番号		※支給状況	1 支給中 2 停止中
(注) 変更になった項目欄のみ記入してください。			
	変 更 前	変 更 後	変 更 時 期
フリガナ氏名	.....	.....	年 月 日
住 所	電話番号	電話番号	年 月 日
支払金融機関	金融機関名		年 月 日
	預金種別	普 通・当 座	
	支店番号		
	口座番号		
手帳等級等	手帳種類	手帳	※改定時期 年 月分から 改定後支給区分 1種・2種
	等 級	級・判定	
備 考			

注 ※印欄は、記入しないでください。

第5号様式(第6条関係)

瀬戸市障害者手当額改定通知書		
第 号 年 月 日		
殿		
瀬戸市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
次のとおり障害者手当の額を改定します。		
受 給 者	住 所	
	氏 名	
	認 定 番 号	第 号
手 当 月 額	改定前	円
	改定後	円
改 定 年 月 日	年 月分から	
備 考		

第6号様式(第8条関係)

瀬戸市障害者手当支給停止通知書	
第 号 年 月 日	
殿	
瀬戸市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
次のとおり障害者手当の支給を停止します。	
受給者	住 所
	氏 名
	認 定 番 号
支 給 停 止 期 間	年 月分から 年 月分まで
支 給 停 止 理 由	
備 考	

第7号様式(第8条関係)

瀬戸市障害者手当支給停止解除通知書	
第 号 年 月 日	
殿	
瀬戸市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
次のとおり障害者手当の支給の停止を解除します。	
受給者	住所
氏名	
認定番号	第 号
停止解除年月	年 月
停止解除理由	
備考	

第8号様式(第9条関係)

瀬戸市障害者手当受給資格喪失届			
瀬戸市長 殿			年 月 日
障 害 者		代理人(障害者との続柄 )	
住 所	電話番号	住 所	電話番号
フリガナ	.....	フリガナ	.....
氏 名	(印)	氏 名	(印)
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
<p>(注) 障害者本人が申請する場合は、代理人欄は記入不要です。</p> <p>代理人欄を記入した場合は、障害者欄は押印不要です。</p> <p>次のとおり障害者手当の受給資格を喪失しました。</p>			
※認定番号		※支給状況	1 支給中 2 停止中
喪失理由	1 死亡 2 市外転出 3 施設入所 4 その他( )		
喪失年月日	年 月 日		
※未支給期間	年 月分から 年 月分まで		
未支給手当受取人等	受取人の有無	有・無	障害者との続柄
	フリガナ氏名	.....	
	金融機関名	預金種別	普通・当座
		支店番号	
		口座番号	
住 所	電話番号		
備 考			

注 ※印欄は、記入しないでください。

第9号様式(第9条関係)

瀬戸市障害者手当支給通知書			
		第 号	
		年 月 日	
殿			
瀬戸市長			印
次のとおり未支給の障害者手当を支給します。			
未支給期間	年 月分から 年 月分まで		
手 当 額	円		
支払金融機関	金融機関名		預金種別
	口座番号		口座名義人氏名
備 考			

第10号様式(第11条関係)

瀬戸市障害者手当受給資格喪失通知書		
第 号 年 月 日		
殿		
瀬戸市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
次のとおり障害者手当の受給資格が喪失しました。		
受給者	住所	
	氏名	
	認定番号	第 号
受給資格喪失理由		
受給資格喪失年月日		年 月 日
備考		